

平成 21 年度内部評価委員会の評価結果

平成 21 年 9 月 8 日に内部評価委員会を開催し、委員 8 名が参加して、事前評価 5 課題及び事後評価 1 課題について評価し、その評価結果は下記のとおりです。

なお、評価方法は 5 段階評価で

- 5：非常に高く評価できる。
- 4：高く評価できる。
- 3：評価できる。
- 2：あまり評価できない。
- 1：評価できない。

としています。また、総合評価が 2 点以下の課題は、原則として廃止又は中止することとしています。

(1) 事前評価

- ・ 調査研究課題：**鹿児島県におけるダイオキシン類の排出状況に関する調査研究**

(実施計画期間：平成 22 年度～ 23 年度)

評価事項	委員								総合評価 (平均値)
	A	B	C	D	E	F	G	H	
調査研究目的の妥当性・合理性	3	4	3	3	3	3	3	4	3.3
調査研究内容及び調査研究体制の妥当性・合理性	3	4	3	4	3	3	3	3	3.3
環境及び保健衛生行政施策に対する反映・寄与の程度	4	4	4	3	3	3	3	3	3.4
学術的意義又は技術開発に対する寄与・期待の程度	3	3	3	2	2	2	2	4	2.6
県民ニーズに対する対応状況	3	3	3	3	2	2	3	3	2.8
総合評価	3	4	3	3	3	3	3	3	3.1
(主な意見)									
本県における発生源別の排出状況をまとめるデータベース作成という意義を持つという意見等がありました。									

- ・ 調査研究課題：**食品中のカビ毒（アフラトキシン）含有量調査**

(実施計画期間：平成 22 年度～ 23 年度)

評価事項	委員								総合評価 (平均値)
	A	B	C	D	E	F	G	H	
調査研究目的の妥当性・合理性	3	5	4	4	3	4	3	3	3.6
調査研究内容及び調査研究体制の妥当性・合理性	3	4	4	3	3	3	3	3	3.3
環境及び保健衛生行政施策に対する反映・寄与の程度	3	4	4	4	3	4	3	3	3.5
学術的意義又は技術開発に対する寄与・期待の程度	3	4	3	4	3	3	3	3	3.3
県民ニーズに対する対応状況	4	4	4	4	3	3	3	2	3.4
総合評価	3	4	4	4	3	4	3	3	3.5
(主な意見)									
食の安心・安全を確保するという観点から検査法の検討や県内流通食品の検査は必要という意見等がありました。									

・ 調査研究課題：航空機騒音の評価手法に関する調査研究

(実施計画期間：平成 22 年度～ 24 年度)

評価事項	委員								総合評価 (平均値)
	A	B	C	D	E	F	G	H	
調査研究目的の妥当性・合理性	3	4	3	3	4	4	3	2	3.3
調査研究内容及び調査研究体制の妥当性・合理性	2	3	3	3	3	3	3	3	2.9
環境及び保健衛生行政施策に対する反映・寄与の程度	3	4	4	4	3	4	3	2	3.4
学術的意義又は技術開発に対する寄与・期待の程度	3	3	3	3	2	3	2	3	2.8
県民ニーズに対する対応状況	3	3	3	3	3	2	3	3	2.9
総合評価	3	3	3	3	3	3	3	3	3.0
(主な意見)									
航空機騒音の環境基準の評価方法が平成 25 年度から改正施行されるのに合わせて、実態調査を行っておくことは必要という意見等がありました。									

・ 調査研究課題：鹿児島湾流入河川における N-BOD の挙動把握

(実施計画期間：平成 22 年度～ 24 年度)

評価事項	委員								総合評価 (平均値)
	A	B	C	D	E	F	G	H	
調査研究目的の妥当性・合理性	2	2	2	2	2	2	2	3	2.1
調査研究内容及び調査研究体制の妥当性・合理性	2	2	2	3	2	2	2	2	2.3
環境及び保健衛生行政施策に対する反映・寄与の程度	3	2	2	3	2	2	2	3	2.4
学術的意義又は技術開発に対する寄与・期待の程度	3	3	2	2	2	2	2	2	2.3
県民ニーズに対する対応状況	3	2	2	2	2	2	2	2	2.1
総合評価	3	2	2	3	2	2	2	2	2.3
(主な意見)									
河川水質の N-BOD を用いた評価手法を検討することは、新たな知見の有効性について検討することに繋がるが、鹿児島湾流入河川の BOD が下がってきている中で鹿児島湾の水質悪化の原因の解明につなげることは無理があるのではないかという意見等がありました。									

・ 調査研究課題：池田湖底層水質の変動状況に関する調査研究

(実施計画期間：平成 22 年度～ 24 年度)

評価事項	委員								総合評価 (平均値)
	A	B	C	D	E	F	G	H	
調査研究目的の妥当性・合理性	3	4	4	3	3	3	2	3	3.1
調査研究内容及び調査研究体制の妥当性・合理性	3	3	4	3	3	2	2	3	2.9
環境及び保健衛生行政施策に対する反映・寄与の程度	2	3	4	4	3	2	3	2	2.9
学術的意義又は技術開発に対する寄与・期待の程度	2	3	3	2	3	2	2	3	2.5
県民ニーズに対する対応状況	2	3	3	2	3	2	3	2	2.5
総合評価	2	3	4	3	3	2	2	2	2.6
(主な意見)									
常時監視調査の空白部分の調査を実施することは問題ないが、調査結果をどのように活用するのかが明確になっていないという意見等がありました。									

(2) 事後評価

- 調査研究課題：農業等のポジティブリスト制度に係る分析法の適合性調査

(実施期間：平成18年度～20年度)

評価事項	委員								総合評価 (平均値)
	A	B	C	D	E	F	G	H	
調査研究目的の達成度	4	5	4	4	3	4	3	4	3.9
環境及び保健衛生行政施策に対する反映・寄与の程度	4	5	4	5	3	3	4	4	4.0
学術的意義又は技術開発に対する寄与の程度	4	4	4	3	3	3	3	3	3.4
県民のニーズに対する対応及び波及効果	4	4	4	4	3	3	4	4	3.8
調査研究成果の取りまとめ及び公表の状況	3	3	3	3	3	3	3	3	3.0
今後の発展性	3	4	4	3	3	3	3	4	3.4
総合評価	4	4	4	4	3	3	3	4	3.6
(主な意見) これまでの研究過程で蓄積された事象を元に、多項目検査を定常的に実施するような現場への適応性や分析値の信頼性に関する問題点などについて情報発信すると、研究成果がより高まるのではないかという意見等がありました。									

評価結果に対する対応

- 事前評価を受け評価の低かった2課題については、総合評価及び主な意見に基づき調査研究計画の見直しを行い、助言、意見を反映した調査研究になるように関係課と調整しました。
- 事後評価を受けた1課題については、定常的に実施するような現場への適応性や分析値の信頼性向上の目指して問題点等の検討改善を実施しているところです。

なお、「調査研究評価要綱」には、専門家及び有識者で構成する「外部評価委員会」設置が規定されていますが、諸般の事情により当該規定は当分の間、施行しないこととしています。